

四日市市告示第5号

四日市市子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月10日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）支給事業実施要綱 （目的）

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯及びひとり親の子育て世帯を見舞う観点から、「四日市市子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）」（以下「市応援給付金」という。）を支給する事業に関し、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 四日市市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という）に対して市応援給付金を支給する。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき市が支給する令和5年11月分の児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けた者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）
- (2) 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知）別紙）又は「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙）に基づき支給する給付金（以下「国特別給付金」という。）の支給を市から受けた者
- (3) 「四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱」（令和5年四日市市告示第395号）に基づき支給する給付金（以下「市特別給付金」という。）の支給を受けた者
- (4) 国特別給付金の支給を市以外の他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けた者

（市応援給付金の支給等）

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、市応援給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する市応援給付金は、次の各号に定める金額を1回に限り支給するものとする。

- (1) 「低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）事業実施要

綱」(令和6年四日市市告示第4号)に基づき支給する給付金(以下「県応援給付金」という。)の対象となった児童1人につき1万円

(2) 国特別給付金又は市特別給付金の対象となった児童(前号に該当する児童を除く。)1人につき3万円

(市応援給付金の支給の申込み等)

第4条 市は、第2条第1号から第3号までに規定する支給対象者に対し、市応援給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、受給拒否の届出書(第1号様式)により市応援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、市応援給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

(市応援給付金の支給の方式)

第5条 第2条第1号から第3号までに規定する支給対象者に対する市応援給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難なときに限り行う。

(1) 児童扶養手当、国特別給付金又は市特別給付金支給口座振込方式 児童扶養手当、国特別給付金又は市特別給付金振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、支給対象者が市に支給口座登録等の届出書(第2号様式)により前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(市応援給付金に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 第2条第4号に規定する支給対象者に対して支給する市応援給付金に係る市の申請受付開始日は、令和6年1月10日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。

(市応援給付金の申請及び支給の方式)

第7条 第2条第4号に規定する支給対象者に対する市応援給付金の支給を受けようとする者(以下「給付金申請者」という。)は、第3号様式の申請書(以下「給付金申請書」という。)により申請を行う。

2 給付金申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、給付金申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困

難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 給付金申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 給付金申請者が給付金申請書を市の窓口へ提出し、市が給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 給付金申請者が給付金申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(給付金申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により市応援給付金を支給する。

(市応援給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、市応援給付金支給事業の実施に当たり、事業の概要について、市ホームページへの掲載その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金申請者が市応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童扶養手当、国特別給付金又は市特別給付金振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。)に給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約・変更等の事由により、令和6年4月30日までに指定口座が確認できない場合は、当該給付金の受給の拒否を届け出たものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年4月30日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、市応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当し

なくなった者又は偽りその他不正の手段により市応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った市応援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 市応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第14条 この給付金は、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分) 受給拒否の届出書

受付印

四日市市長

- 1, 私は、「四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分) 支給口座登録等の届出書

受付印

四日市市長

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)が支給されないことに同意します。

提出書類

『四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分) 支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分) 申請書(請求書)

四日市市長殿

受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

			記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所				
			〒				
		年 月 日	電話 ()				

2. 支給対象児童

他自治体において、以下の国給付金の支給を受けた対象児童について記載してください。
・令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)
・令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)
※本市から上記給付金の支給を受けた対象児童分は記載しないでください(申請不要で受け取れます)。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

3. 国給付金の支給自治体

令和5年度において国給付金の支給を受けた自治体名を記載してください。

国給付金 支給自治体	_____都・道・府・県 _____市・区・町・村
---------------	---------------------------

※ 給付金の支給決定通知書等がある場合は添付してください。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 支給対象児童」に記入された児童の人数になります。
※ 申請額・請求額は、対象児童1人につき30,000円となります。

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望**
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望**

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、四日市市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、四日市市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 四日市市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、四日市市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 『四日市市子育て世帯生活応援給付金(追加対策分) 申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『支給要件を確認できる書類』
※他自治体から国給付金が支給されるに当たり、支給決定通知書等がある場合は添付してください。